

## (資料2)

### 「深夜・早朝における医薬品の供給確保のあり方等に関する有識者会議」 論点に対する意見

平成15年12月24日

(社) 日本薬剤師会

#### 1 深夜・早朝の時間帯における一般用医薬品のニーズ

我が国における社会環境の変化に伴い、都市部の繁華街を中心に深夜・早朝における生活者人口が増加してきている。一方、その他の多くの地域においては従来の社会環境とそれほど変化していないものと思われる。従って、深夜・早朝における一般用医薬品のニーズに対する対応は、地域の実情を十分考慮する必要があり、全国一律に行うべきものではない。

#### 2 地域の薬局・薬店による深夜・早朝における輪番制や緊急用のインターフオンの設置などの取組の充実方策

薬剤師会においては、夜間・休日における対応の徹底に向けて、各薬局等並びに地域支部薬剤師会の両面から、体制整備に現在努力しているところであるが、このような取り組みは、薬剤師会の会員以外の参加も重要であり、そのような観点から行政特に地方行政の関与が必要である。

厚生労働省においては10月10日付けで、本会及び都道府県知事等に対して「深夜・早朝における一般用医薬品の供給確保について」通知しているが、今後地方行政が関与して地域の実情に応じた一般用医薬品の供給体制の整備に向けた具体的な検討がなされることを期待したい。一方、深夜・早朝における体制整備においては、セキュリティの問題も考慮しなければならない。

#### 3 深夜・早朝におけるテレビ電話の活用

##### (1) 深夜・早朝における薬剤師の役割

一般用医薬品の提供業務に関する薬剤師の役割については、深夜・早朝に限らず、営業時間においては同様である。

すなわち、薬剤師法第1条において薬剤師の任務は「医薬品の供給を司ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するもの」と規定されている。

また、薬事法においては、第8条、第9条（一般販売業については、第27条で準用）において、薬剤師は「薬局などを実地に管理しなければなら

らない」こと、管理者（薬剤師、以下同様）は「保健衛生上支障を生じるおそれがないように、勤務する薬剤師その他の従業員を監督し、構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他薬局などの業務につき、必要な注意をしなければならない」こと、管理者は「保健衛生上支障を生じるおそれがないように、業務につき、開設者に対し必要な意見を述べなければならない」ことと規定されるとともに、第77条の3において、薬剤師は「医薬品の製造業者などが行う医薬品の適正使用のために必要な情報の収集に協力するよう努めなければならない」こと、「医薬品の適正な使用を確保するために、製造業者などから提供される情報の活用その他必要な情報の収集、検討及び利用を行うことに努めなければならない」と規定され、開設者の努力義務とされている「医薬品を一般に購入し、又は使用する者に対し、医薬品の適正使用のために必要な情報を提供すること」の実質的な実施者となっている。更に第77条の4の2において、薬剤師は「医薬品について、当該品目の副作用によるものと疑われる疾病などの発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない」と規定されている。

## （2）深夜・早朝においてテレビ電話の活用を認める場合の考え方

（1）で述べたように、薬剤師による管理などの役割は、時間帯に関係なく同様に果たさなければならない。管理などの役割を果たすためには薬剤師は薬局などに常に配置されていなければならないことは当然であり、薬剤師が配置されない場合は、医薬品の提供は行われるべきでないと考える。従って、テレビ電話の活用については、より慎重な検討が必要と考える。

一方、カタログ販売については、本来認められるべきものではないものと考えている。